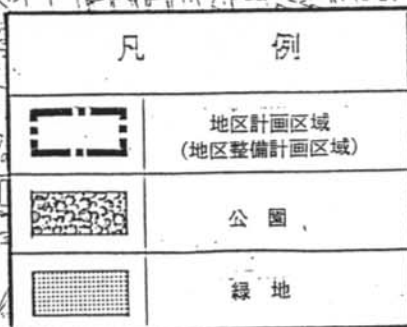
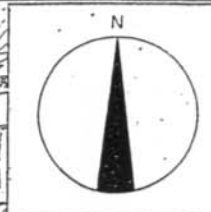




八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画高嶺団地地区地区計画を次のように決定する。

名		称	高嶺団地地区地区計画			
位		置	八王子市絹ヶ丘三丁目及び中山字四号各地内			
面		積	約 9. 0 ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、開発行為等により基盤整備が行われ、低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境が形成されている。 そこで、建築物の用途の混在、敷地の細分化等による無秩序な市街化を防止し、緑のある住環境の維持・保全を図ることを目標とする。			
	土 地 利 用 の 方 針		低層の戸建住宅を主体とした土地利用を進め、良好な住環境の維持・保全を図る。			
	地区施設の整備の方針		開発行為等により整備された公園等の機能の維持・保全を図る。			
	建築物等の整備の方針		良好な住環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定め、建築行為等の規制、誘導を行う。 あわせて、緑のある街並み形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。			
地	位		置		八王子市絹ヶ丘三丁目及び中山字四号各地内	
	面		積		約 9. 0 ha	
区	地区施設の配置及び規模		種 類	名 称	面 積	備 考
			公 園	中 山 北 公 園	約 5 1 0 m ²	既 設
			緑 地	絹ヶ丘水道山緑地	約3, 0 0 0 m ²	既 設
整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅のうち3戸以上の長屋 2 共同住宅 3 寄宿舎		
		建築物の敷地面積の最低限度		1 4 0 m ²		
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 0.5m以上としなければならない。ただし、この距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分を物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるものはこの限りでない。		
		建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は、9 mとする。		
		垣又はさくの構造の制限		生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又は高さ 1.0m以下のコンクリートブロック、石積等は、この限りでない。		

「区域及び地区施設の配置については、計画図表示のとおり」 ※ 知事承認事項
理由：良好な住環境の維持・保全を図るため地区計画を決定する。